

# テーマ型提案 募集シート

## 募集内容について

募集テーマ	市民課窓口前の広告枠付き呼出番号表示機の設置及び管理を行う事業者の募集（戸田市広告付き番号表示機等設置事業）
募集テーマの概要	市民課窓口前の呼出番号発券機、呼出番号表示モニター等と併せて、民間企業等の広告の掲載可能なモニターを作成し設置する。 民間企業等の経験・ノウハウ等を活かし、設置から広告の掲載を含めた管理までを設置事業者が行うことで、機能・デザインに優れた、利便性の高い広告付番号表示機の設置を行う。
提案を募集する背景・課題	令和3年2月20日より広告付き番号表示機等を市民課窓口前に設置しており、その協定が令和8年8月21日（戸田公園駅前出張所は令和8年8月22日）で満了になる。 現在の窓口における利便性を維持し、広告収入から番号発券機等の入替経費を賄い、市の歳出抑制を実現するため、協定満了後に広告付き番号表示機を設置できる民間企業を募集する。
募集対象  チェックのついたものが、今回の募集の対象です	<b>公民連携の提案及び連携事業者の募集</b> テーマに関する公民連携の提案・アイデア及び連携事業者を募集するものです。 抽象的テーマ型については、提案内容によって再公募となることがあります。 <input type="checkbox"/> <b>公民連携の提案のみの募集</b> 戸田市が今後の事業の方針や仕様を定めるために、テーマに関する公民連携の提案・アイデアのみを募集するものであり、連携事業者を募集するものではありません。
戸田市が希望する提案	別紙「戸田市広告付き番号表示機等設置事業仕様書」に基づく仕様を満たした上で、機能・デザインに優れた、利便性の高い広告付き番号表示機の設置がなされ、行政財産の利用料のほか、広告の掲載に係る料金の納付があること。
想定する提案	上記「戸田市が希望する提案」に同じ。

## 提案にあたって

<b>募集期間</b>	令和8年1月27日（火曜）～令和8年2月17日（火曜）
<b>実施予定期</b>	令和8年8月22日又は、23日設置予定 (戸田公園駅前出張所は令和8年8月23日 17時30分以降)
<b>提案の方法</b>	戸田市公民連携提案シート（テーマ型提案）をご提出ください。 提案シートの他、企画書や関連資料等の添付も可能です。
<b>提案の選定方法</b>	<input type="checkbox"/> 特に選定をしません (提案内容が妥当であれば採用数を絞り込まない) 審査等による選定等を実施 (提案内容等を審査・選定し採用数を絞り込む)
<b>チェックのある方 法で選定します</b>	<input type="checkbox"/> 提案を参考に、あらためて実施事業者の公募等を実施 <input type="checkbox"/> その他( )
<b>戸田市から提供でき るメリット</b>	広告付き番号表示機のうち、民間企業による広告掲載が可能な広告枠を活用することで、設置事業者は、広告収入（市の納付すべき使用料等を除く。）を得ることができる。
<b>予算措置の可能性</b>	歳入予算のみ。
<b>その他留意点</b>	別紙「戸田市広告付き番号表示機等設置事業企画提案要領」参照のこと。
<b>募集内容についての 問い合わせ先</b>	戸田市市民生活部市民課 市民担当 〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1 TEL 048-441-1800（内線209） Email <a href="mailto:simin@city.toda.saitama.jp">simin@city.toda.saitama.jp</a>
<b>提案の申し込み先</b>	戸田市市民生活部市民課 市民担当 TEL 048-441-1800（内線209） Email <a href="mailto:simin@city.toda.saitama.jp">simin@city.toda.saitama.jp</a>

## 戸田市広告付き番号表示機等設置事業仕様書

### 1. 本事業の名称

戸田市広告付き番号表示機等設置事業

### 2. 本事業の目的

戸田市（以下「本市」という。）において、市民サービス向上及び番号案内表示機等の設置に係る費用の縮減を図るため、本庁舎及び戸田公園駅前出張所に広告付き番号表示機等（以下「番号案内表示」という。）を設置及び運営することとする。

### 3. 設置場所等

#### （1）設置場所

戸田市役所 2 階市民課（以下「本庁舎」という。）

埼玉県戸田市上戸田 1 丁目 18 番 1 号

戸田公園駅前出張所（以下「出張所」という。）

埼玉県戸田市本町 4 丁目 15 番 11 号

番号案内表示の設置イメージは、別紙「番号案内表示設置イメージ」のとおり

#### （2）設置条件

番号案内表示の設置については、転落防止及び落下防止等の安全対策を講ずること。特に番号表示ディスプレイは、吊り下げ方式等のため、落下防止に細心の注意を払い、安全かつ確実に設置すること。

補強工事が必要となる場合は、本市と設置事業者が協議の上、補強方法を決定すること。なお、施工等に係る経費については、設置事業者の負担とする。

本庁舎及び出張所の改修やレイアウト変更、組織改正や制度改正、災害等によりシステム機器等の移設又は変更が必要となった場合に生じる経費は、設置事業者の負担とする。

#### （3）原状回復

受注者は、使用許可の期間満了、許可の取消し等により機器を撤去したときは、速やかに原状回復を行うこと。また、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とする。

### 4. 使用形態等

#### （1）行政財産の使用

番号案内表示の設置に当たっての行政財産の使用については、戸田市財産規則第 22 条第 2 号の規定による行政財産の使用許可によるものとする。

## (2) 使用期間

本庁舎 令和8年8月22日～令和13年8月23日

出張所 令和8年8月23日～令和13年8月24日

設置作業日（予定）について、  
は令和8年8月22日（土）23日（日）のいずれか、  
は令和8年8月23日（日）17時30分以降に行うこととする。

## (3) 行政財産使用料等

行政財産使用料等については、戸田市行政財産の使用料に関する条例（平成18年条例第1号）第2条に規定する使用料及び番号案内表示の設置場所が有する広告価値を利用する対価である広告掲載料の合算額で構成し、設置事業者が企画提案により提示した金額とする。

なお、行政財産使用料の算定方法は以下に記載の方法により月額単位で定めるものとし、支払方法等詳細については、別途協議を行うものとする。

また、月額で定める使用料についてその使用する期間が1ヶ月未満の場合は、日割をもって計算する。

### 行政財産使用料の算定方法（現行の機器に基づく令和8年度例）

#### 1. 1m<sup>2</sup>当たりの行政財産の使用料（月額）

本庁舎：3,024円（消費税(10%)込み） -

出張所：3,683円（消費税(10%)込み） -

#### 2. 広告付き番号表示機使用面積

（使用面積とは、設置物にかかる床面積及び、吊り下げ式の設置物を床に垂直におろした場合の床面積を含むものとする）

##### 本庁舎

モニター : 0.647424m<sup>2</sup> × 2台 = 1.294848m<sup>2</sup>

発券機 : 0.17724m<sup>2</sup> × 1台 = 0.17724m<sup>2</sup>

スピーカー : 0.02881m<sup>2</sup> × 4台 = 0.11524m<sup>2</sup>

チラシラック : 0.252m<sup>2</sup> × 1台 = 0.252m<sup>2</sup>

合計 1.839328m<sup>2</sup> -

##### 出張所

モニター : 0.241281m<sup>2</sup> × 2台 = 0.482562m<sup>2</sup>

発券機 : 0.046695m<sup>2</sup> × 1台 = 0.046695m<sup>2</sup>

スピーカー : 0.02881m<sup>2</sup> × 1台 = 0.02881m<sup>2</sup>

合計 0.558067m<sup>2</sup> 1m<sup>2</sup> -

行政財産使用料計算時は、使用面積が1m<sup>2</sup>未満である為、1m<sup>2</sup>で計算

### 3. 1月当たりの行政財産の使用料

本庁舎： × = 5,562円（小数点以下切り捨て）

出張所： × = 3,683円（小数点以下切り捨て）

合計 9,245円

### （4）電気の使用等

番号案内表示の光源等の電気の使用料については、設置事業者が負担することとし、その支払方法等については、別途協議を行うものとする。また、電源確保のための工事費は、設置事業者が負担すること。

なお、電気料金の計算方法については以下のとおりとする。

年間電気料金 = 消費電力 (kw) × 電気料金 (円 / kw) × 開庁時間 × 開庁日 (日)

電気料金については、年度ごとの戸田市契約電力会社の契約単価とする。

### （5）協定の締結

事業の実施に当たり、本市及び設置事業者は、速やかに必要な協議を行い、番号案内表示の設置、運用等に係る協定を締結するものとする。

### （6）その他

番号案内表示は、無償で提供し、機器の設置（増設を含む）・移設（配線工事を含む）・撤去等及び維持管理等保全や修理改良のため必要とする諸経費は、設置事業者の負担とする。消耗品等の交換及び破損等による費用も設置事業者の負担とする。

広告主の募集、市政情報及び広告映像の作成・更新、運用管理に係る費用は設置事業者の負担とする。

## 5. 番号案内表示の設置台数と機器仕様

### （1）設置台数

機器名称	本庁舎	出張所
番号カード発券機	1台	1台
交付番号表示システム	1式	1式
番号表示用ディスプレイ	2台	1台
広告・行政情報用ディスプレイ	2台	1台
窓口表示機器	6台	4台
操作用機器	9台	6台
交付用バーコードリーダ	2台	2台
混雑状況配信システム	1式	1式
天井スピーカー	4台	1台
チラシラック	1台	-

## ( 2 ) 機器仕様

- 番号カード発券機
  - ・ 発券機はタッチパネル方式で取扱業務のパターン設定ができ、また画面上のボタンや背景が変化可能のこと。
  - ・ 設定により発券カード、画面の文言が変更可能のこと。
  - ・ 業務ごとに異なる内容の番号カード印字が可能のこと。
  - ・ 省スペースであり、必要に応じて機器を設置する架台等を用意すること。
  - ・ 発券方法や案内を記載したメッセージを表示可能であること。
  - ・ 画面に表示できるボタン数は、本庁舎は 8 以上、出張所は 6 以上とする。
- 交付番号表示システム
  - ・ 受付件数等の集計、受付から交付までの処理時間の集計機能を有すること。また、その集計結果を CSV 等の編集可能な汎用フォーマットで出力可能であること。
  - ・ 省スペースであり、必要に応じて機器を設置する架台等を用意すること。
- 番号表示用ディスプレイ
  - ・ 設置位置に適した大きさで薄型のものとする。
  - ・ 音声による呼出が可能であること。
  - ・ 高い視認性を保つため、表示する番号カード数に応じて表示レイアウトを自動的に可変すること。
  - ・ テロップなどの文字色・背景色が容易に変更可能のこと。
- 広告・行政情報用ディスプレイ
  - ・ 設置位置に適した大きさで薄型のものとする。
  - ・ テロップなどの文字色・背景色が容易に変更可能のこと。
- 番号表示機器
  - ・ 各窓口に設置し、呼出番号を表示し音声で案内することが可能であること。
  - ・ バックヤードにおいて、各業務の待ち人数及び待ち時間を確認できること。
  - ・ 待合席に座っている位置から見えること。
- 操作用機器
  - ・ 受付する番号の呼出等の操作が可能であること。
  - ・ 接続については、有線・無線の選択が可能であること。
  - ・ 省スペースで設置場所を選ばない形状であること。
- 交付用バーコードリーダ

- ・ 番号カードに記載されたバーコード等を読み取り、簡易に番号呼出しが可能であること。
- その他
  - ・ 窓口利用者が窓口の混雑状況をリアルタイムで確認できるよう、専用ホームページを設け、インターネットで公開すること。
  - ・ 当該ホームページは、パソコンやスマートフォン等の様々な画面サイズで適切に閲覧可能であること。当該ホームページは、Web アクセシビリティとユーザビリティに配慮すること。
  - ・ 当該機能の運用にあたっては、セキュリティ対策を講じ、障害が発生した場合には速やかに復旧にあたること。
  - ・ 当該機能の構築及び運用に係る費用は、設置事業者の負担とする。
  - ・ 番号カードのサイズに合わせた収納ポケット付きのクリアファイルを 1000 枚用意すること。クリアファイルは、収納した書類等が散逸しないよう蓋の付いたものとすること。また、契約期間中において番号カードのサイズ変更を伴った機械の更新・変更を行った場合も同様とする。  
当該クリアファイルの詳細な仕様は、別途本市と協議することとする。
  - ・ 番号カード発券機にて使用するロール紙等の消耗品を用意し、消耗品の在庫を補充すること。

## 6. 稼働時間・保守

### ( 1 ) 稼働時間

原則、窓口開庁時間とする。以下は、現在の窓口開庁時間である。窓口開庁時間の変更がある場合は、変更後の窓口開庁時間で稼働が可能となるよう対応すること。

#### 本庁舎

月・火・木・金	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
水	午前 8 時 30 分から午後 7 時まで
毎月第 1 日曜日（1 月を除く）と 3 月最終日曜日	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

#### 出張所

月～金	午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
土・日・祝日	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

本庁舎、出張所ともに年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く。

### ( 2 ) 保守

設置事業者は、番号案内表示のメンテナンスを定期的に実施し、機器の状態を良好に保つこと。

設置事業者は、番号案内表示の不具合等に関する問い合わせ窓口を用意し、一元的かつ迅速な保守対応を実施すること。窓口利用者の利便を低下させるような不具

合については、即日、復旧させること。

## 7. 広告及び行政情報

### (1) 広告内容

広告内容は、下記の掲載広告の基準を尊守したものとし、放映に先立って本市に報告するものとし、必要に応じて放映内容について協議するものとする。

広告内容の責任について、事業者は以下に定める事項を遵守する。

- (ア) 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、本市は一切の責任及び負担を負わない。
- (イ) 設置事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等にかかる財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証する。
- (ウ) 本市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、設置事業者の責任及び負担において解決するものとし、本市は責任及び負担を負わない。
- (エ) 広告物の内容等により本市が受けた全ての損害については、設置事業者が補填する。

### (2) 掲載広告の基準

ディスプレイに掲載できる広告は、市内に活動の拠点を有する法人、その他の団体及び個人の広告または市民生活に関連した広告であって、次のいずれにも該当しないものとする。(「戸田市有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成15年1月18日市長決裁)」に準ずる。)

- (ア) 本市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (イ) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に関するもの
- (ウ) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- (エ) 社会問題等についての主義主張(意見広告)
- (オ) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、市民利用に供する広告として妥当でないと市長が認めるもの

広告は市内に活動の拠点を有する法人、その他の団体及び個人の広告を優先して掲載するものとする。

### (3) 行政情報

設置事業者は、本市から提供された複数の行政情報を基に広告・行政情報用ディスプレイへ適切に編集し、おおむね放映枠の25%以上の割合で公開すること。

## 8. 操作方法研修等

機器類の端末操作を、市民課窓口業務に従事する職員に対し事前に研修を行うこと。

機器類の取扱操作説明書等を提供すること。

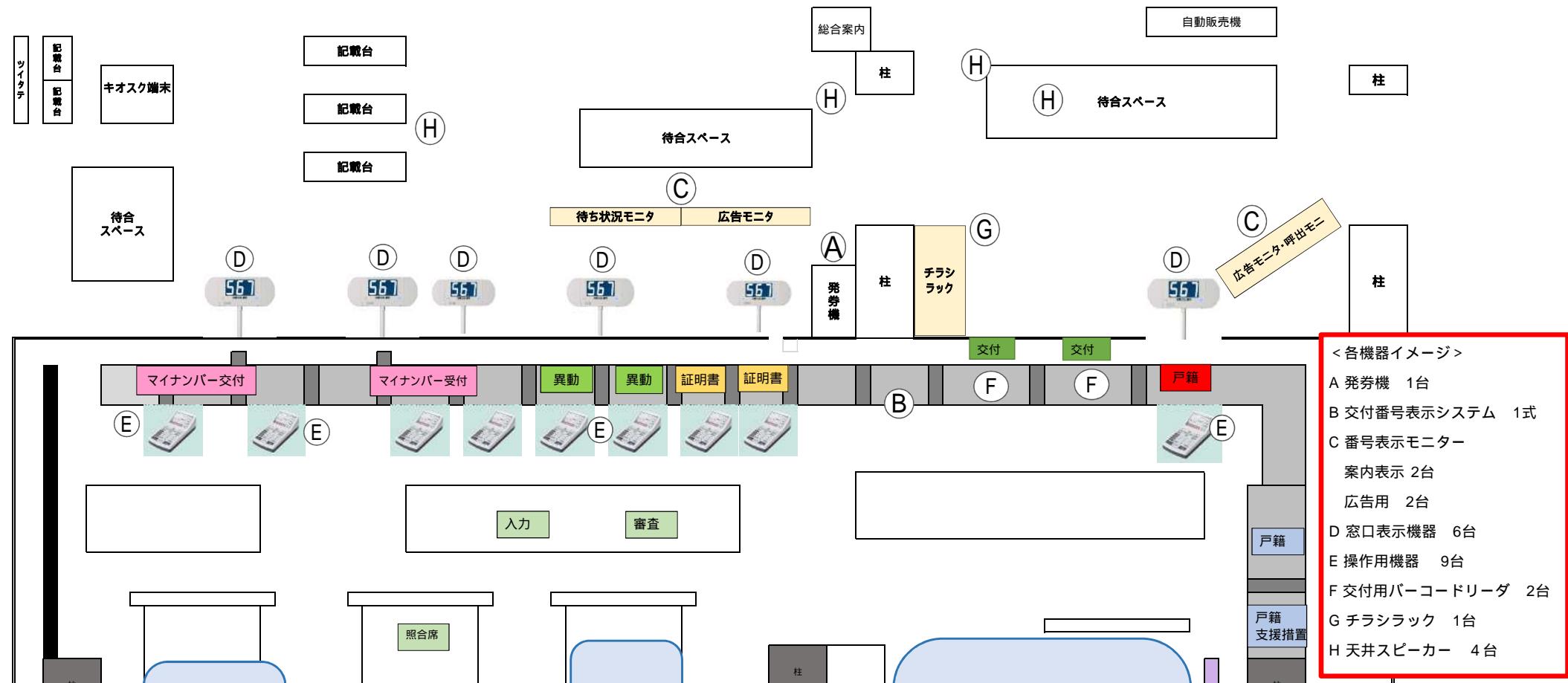
## 9. 連絡先

〒335 - 8588 埼玉県戸田市上戸田 1 丁目 18 番 1 号

戸田市市民生活部市民課市民担当

T E L 048 - 441 1800 内線 209

メール simin@city.toda.saitama.jp



**別紙 番号案内表示設置イメージ(出張所)**

自動ドア

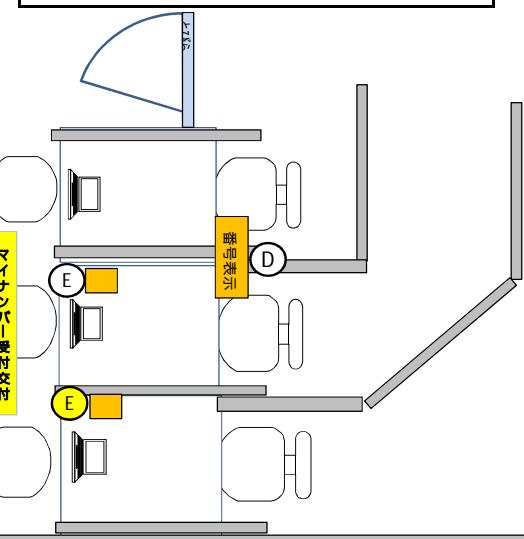
給水室

キオスク端末

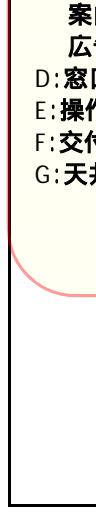
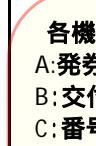
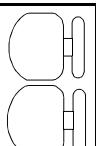
エレベーター

多目的トイレ

出入口

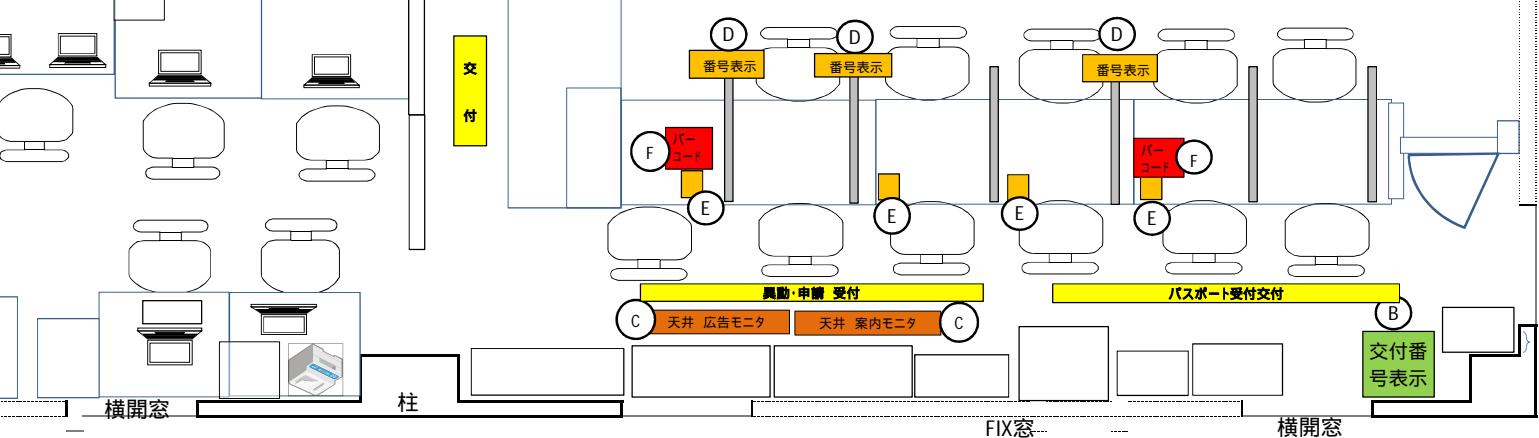


自動ドア



**各機器イメージ**

- A: 発券機 1台
- B: 交付番号表示システム 1式
- C: 番号表示モニター  
案内表示 1台  
広告用 1台
- D: 窓口表示機器 4台
- E: 操作用機器 6台
- F: 交付用バーコードリーダー 2台
- G: 天井スピーカー 1台



横開窓

柱

FIX窓

横開窓

## 戸田市広告付き番号表示機等設置事業企画提案要領

### 1. 仕様

別添「戸田市広告付き番号表示機等設置事業仕様書」のとおり

### 2. 提出物

#### ( 1 ) 提出書類 企画提案書

提出書類等

企画提案書

( 公民連携窓口・まちづくり実践フィールド「とだラボ」に掲載の戸田市公民連携提案シートと企画提案書により構成するものとし、様式は任意 )

会社の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

直近の事業年度の納税証明書及び完納証明書

提供機器の仕様書

設置物のイメージ図

( 使用以外の機能や付加価値については分かりやすく提示すること )

企画提案書の記載事項等（資料の添付によることも可）

事業者の概要

広告の作成放映方法等

広告の審査及び確認体制

広告掲載料の額

行政情報の作成放映方法

導入、運用及び保守の管理体制

事故等の対応

導入スケジュール

その他提案など

なお、企画提案書等の規格は A4 版を基本とする。

#### ( 2 ) 参加費用 企画提案に係る諸経費は、参加者の負担とする。

#### ( 3 ) 提出部数 8 部

#### ( 4 ) 提出期限 令和 8 年 2 月 17 日（火）午後 5 時必着

#### ( 5 ) 提出方法 持参又は郵送

#### ( 6 ) 提出先 戸田市役所市民生活部市民課

### 3. 行政財産使用料（現行の機器に基づく例）

算定方法については、別添「戸田市広告付き番号表示機等設置事業仕様書」のとおり

1 月あたりの行政財産の使用料 計 9,245 円

本庁舎 5,562 円

出張所 3,683 円

初年度の行政財産の使用料 計 67,578 円

本庁舎 (8月日割り 1,794 円、及び 9月～3月分 38,934 円) 40,728 円

出張所 (8月日割り 1,069 円、及び 9月～3月分 25,781 円) 26,850 円

2 年度目以降の金額については、戸田市行政財産の使用料に関する条例（平成 18 年条例第 1 号）の規定に準ずる。

月額で定める使用料についてその使用する期間が 1 月末満の場合は、日割をもって計算する。

#### 4. 質問の取扱い

- (1) 原則、電子メールでの対応とし、提出期限の 7 日前をもって締切りとする。
- (2) 質問の回答内容は、基本的に全て市ホームページにて公開する。
- (3) 一通あたりの電子メール容量は、本文と添付ファイルを含め、2M バイトまでとする。
- (4) 受付電子メールアドレス [simin@city.toda.saitama.jp](mailto:simin@city.toda.saitama.jp)  
メールの件名は「番号表示機質問（株式会社○○）」とすること。
- (5) 質問受付期間 令和 8 年 1 月 27 日～令和 8 年 2 月 10 日

#### 5. 今後の流れ（設置までのスケジュール予定）

- (1) 提案に係る質問受付期間 令和 8 年 1 月 27 日～令和 8 年 2 月 10 日
- (2) 企画提案期限 令和 8 年 2 月 17 日
- (3) 審査（書類審査）結果の通知（予定） 令和 8 年 3 月 4 日
- (4) 協定の締結 令和 8 年 3 月中旬
- (5) 広告付き番号表示機の設置  
本庁舎 令和 8 年 8 月 22 日又は、令和 8 年 8 月 23 日  
出張所 令和 8 年 8 月 23 日の 17 時 30 分以降

#### 6. その他

提案等に要する経費は、全て提案業者の負担とする。

#### 7. 担当部署

戸田市市民生活部市民課 市民担当

〒335-8588 戸田市上戸田 1 - 18 - 1

TEL 048-441-1800（内線 209）

E-mail [simin@city.toda.saitama.jp](mailto:simin@city.toda.saitama.jp)

## 選定評価項目等説明書

### 1. 事業者選定方法

戸田市広告付き番号表示機等設置事業における事業者選定に当たっては、設置機器の機能等を含めて、総合的に評価し、事業者を選定する。

### 2. 評価方法

企画提案の内容、設置・運用に当たっての保守体制、機器の機能、デザイン、行政財産の使用許可による使用料及び広告掲載に伴う対価としての広告掲載料を合算した額等について評価指標に基づき、総合的に評価を行う。

### 3. 評価項目

#### (1) 技術評価点

##### (ア) 企画提案・業務実績【配点 20 点】

本市が求める仕様との合致をはじめ、同様の業務における導入・運用実績の有無、企画提案における創意工夫等を評価する。

##### (イ) 機能・デザイン【配点 20 点】

表示・情報の視認性、多様な来庁者に配慮したデザイン、事故防止等の安全性等を評価する。

##### (ウ) 行政情報・広告【配点 20 点】

モニターに放映する行政情報の量や広告に対する対応を評価する。

##### (エ) 導入・運用体制【配点 20 点】

緊急時の対応、情報更新時における保守体制及び企画提案者の信頼性等について評価する。

#### (2) 価格評価点【配点 20 点】

広告掲載料の提案金額が妥当であるか評価する。

### 4. その他

総合評価点が同点となった業者が 2 者以上いる場合は、行政財産の使用料及び広告掲載料の合算額がより高い額を提示したものを選定することとし、当該合算額が同額である場合は、くじ引きにより選定する。